【規程番号　神女大短Ⅳ－002】

神戸女子大学・神戸女子短期大学における
研究データの保存期間等に関する内規

（趣旨）

第１条　この内規は、神戸女子大学・神戸女子短期大学研究倫理規程第８条第２項に基づき、研究データの保存期間等について必要な事項を定める。

（研究データの保存期間）

第２条　資料（文書、数値データ、画像等）の保存期間は、当該論文等発表後10年間とする。

２　試料（実験試料、標本）や装置等の保存期間は、当該論文等発表後５年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料など）や、保存に多大なコストがかかるもの（生物系試料など）についてはこの限りではない。

３　保存する研究データの中に、法令等により保存期間が規定されるものがある場合には、その法令等の定める期間に従う。

４　共同研究等外部から研究データを受領するに場合において、データの保存期間に関する契約若しくは定めがあるときは、契約等で定められた期間に従う。

（実験等の研究データの保存方法）

第３条　研究者は、実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノート等の形で記録に残さなければならない。

２　実験ノート等には、実験等の操作の記録やデータ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成しなければならない。

３　実験ノート等は、研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。

（論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究データの保存方法）

第４条　研究者は、論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究資料（文書、数値データ、画像等）は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。

２　保存に際しては、後日の利用・参照が可能となるように研究資料の整備や検索可能性・追跡可能性の担保に留意しなければならない。

（責任）

第５条　研究データの保存は、それらを生み出した研究者自身が主たる責任を負う。

２　研究者は、転出や退職に際して、当該研究活動に関わる研究データのうち保存すべきものについてバックアップをとって保管する、ないしは、所在を確認し追跡可能とする措置を講じるものとする。

（研究データの開示）

第６条　前各条の研究データは、研究成果の検証可能性を確保するため、必要に応じ開示する。

（改廃）

第７条　この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

1　この内規は、令和2年4月1日から施行する。

2　この内規の施行に伴い、神戸女子大学における研究データの保存期間等に関する内規は廃止する。